## 奈良県告示第四百十一号

奈良県くらし創造部景観・環境局自然環境課において一般の閲覧に供する。 第三十条第 画を定めたので、 奈良県希 一項の 少野生動植物の保護に関する条例 規定により、 同条第四項の 規定によりその概要を告示し、 特定希少野生動植物ニッポ (平成二十一年三月奈良県条例第五十号) ンバラタナゴ保護 当該保護管理事業計 管理事業計 |画を

平成二十三年三月二十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

#### 一対象とする種

ニッポンバラタナゴ(コイ科)

#### 二 事業の目標

とを目標とする。 息域の拡大等を図ることにより、 本種の生息状況  $\mathcal{O}$ 把握及びモニタリングを行 本種が自然状態で安定的に存続できる状態になるこ V. 生息環境 の維持及び改善、 野生生

### 三 事業を行う区域

る水域とする。 主として大和川水系を中心とした奈良盆地周辺で本種 が か 0 て分布 7 11 たとみら

#### 四 事業の内容

本事業は、次の三期間に分けて行うこととする。

# 1 当面の目標期間 (平成二十七年度まで)

存、 イ類の分布調査の実施等並びに県民への啓発活動に取り組む。 本種の絶滅の回避を目標とし、 新たな生息地の創出及び新たな生息集団の探索等、 本種の生息地の環境改善、 外来生物 生息地以外での系統保  $\mathcal{O}$ 防 除等 F ブ ガ

取り組む。 なお、 生息地  $\mathcal{O}$ 環境改善に つい ては、 緊急を要するため、 平成二十五年度までに

### 2 中期目標期間 (平成二十八年度から平成三十二年度まで)

動の の追加創出、 本種の安定的な生息地の 強化に取り組む 外来生物の 防除等、 維持を目標とし、 ドブガイ類の保護及び増殖並びに県民 本種の生息地の保全及び新たな生息地  $\sim$ の啓発活

## 3 長期目標期間(平成三十三年度以降

ことを目標とし の維持、 種と共存し 外来生物の た地域環境づくり及び本種が希少野生動植物保護活動 本種の野生生息域の拡大、 防除計 画  $\mathcal{O}$ 実施等に取り組 保護活動団体 む の設立及び奈良県産の系 の象徴となる